# 新 城 市 議 会

厚生文教委員会

令和2年3月12日(木曜日)

# 厚生文教委員会

日時 令和2年3月12日(木曜日)午後1時30分 開会 場所 委員会室

# 本日の委員会に付した事件

1 付託議案の審査

第7号議案「質疑・討論・採決」第8号議案「質疑・討論・採決」第9号議案「質疑・討論・採決」第10号議案「質疑・討論・採決」第11号議案「質疑・討論・採決」

# 出席委員(6名)

委員長 中西宏彰 副委員長 齊藤竜也

委 員 鈴木長良 浅尾洋平 下江洋行 丸山隆弘

議 長 鈴木達雄

#### 欠席委員 なし

## 説明のために出席した者

市民環境部、健康福祉部、市民病院の副課長以上の職員

## 事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 金田明浩 書記 後藤知代

### 開 会 午後1時30分

**〇中西宏彰委員長** それでは、ただいまから、 厚生文教委員会を開会します。

本日は、11日の本会議において、本委員会 に付託されました第7号議案から第11号議案 までの5議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第7号議案 新城市手数料条例の 一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

〇中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第7号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇中西宏彰委員長** 異議なしと認めます。

よって、第7号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案 新城市障害者計画等策定委員会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

- ○浅尾洋平委員 第8号議案の条例改正の中で、任用を変更する必要となったためということですが、主な説明はどんなようなものなのか伺いたいと思います。
- 〇中西宏彰委員長 大橋福祉課長。
- ○大橋健二福祉課長 委員会の委員につきま しては、これまで3年の任期ということで委 嘱しておりましたけども、実際に活動してい

ただくのは計画を策定する年度1年度のみということで、3年間辞令を出させていただきましても残りの2年間していただくことがないにもかかわらず、役職とかで人事異動があった場合には交代をお願いするとかいうことがありますと事務だけ煩雑になりますので、実際の活動の期間に合わせまして策定期間中だけの委嘱とさせていただくことにしたいということで、今回の条例の改正をお願いしたところです。

- 〇中西宏彰委員長 浅尾委員。
- ○浅尾洋平委員 そういうことで、3年間任期と今の条例だとしておるけれども、実際は1年ぐらいの計画書を作成したらあとの2年は特にやることがないということで、それを変えるということだと理解をいたしました。

その理解の上で、この第2条中の審査審議をするというのを審査審議をしてその結果を 市長に答申するというところで任務は終わり だよという条例の改正になるという理解でい いんでしょうか、伺います。

- 〇中西宏彰委員長 大橋福祉課長。
- ○大橋健二福祉課長 おっしゃるとおり、委員にお願いしておる実際の内容を具体的に記載させていただいたということでございます。○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第8号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第8号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案 新城市子ども医療費の 支給に関する条例の一部改正を議題とします。 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

- 〇中西宏彰委員長 浅尾委員。
- **○浅尾洋平委員** では、第9号議案の条例改 正の主な内容を伺いたいと思います。
- 〇中西宏彰委員長 杉本保険医療課長。
- ○杉本晶子保険医療課長 主な内容としましては、この子ども医療費助成事業につきましては、中学生までを対象に保険診療分の自己負担分を助成しております。就学前までの通院と中学校3年生までの入院に係る自己負担分については県の補助事業として助成を行っておりまして、小学校1年生から中学校3年生までの通院に係る助成は新城市の単独事業として実施しております。

今回の条例改正につきましては、この市費 の単独事業分について令和2年4月から市の 単独事業分の助成対象を18歳到達年度の入院 まで拡充するということになります。

- 〇中西宏彰委員長 浅尾委員。
- ○浅尾洋平委員 ありがとうございます。 18歳までの入院費も市で負担するよという今 回の拡充だと理解をいたしました。私自身は 大変いい拡充、福祉向上のものになるなと思 って喜ばしいと思っております。

そういう中で、入院だけということなんですが、この議案を煮詰める中で部内の中でも 通院も市の負担で賄うというような議論はされたのかどうか、そこら辺の経過がもしわかったら教えてください。

- 〇中西宏彰委員長 杉本保険医療課長。
- 〇杉本晶子保険医療課長 医療費助成対象 18歳まで拡充することにつきましては、市議会からの令和2年度政策執行及び予算編成の次年度要望にも挙げられておりましたので、課内で検討を進めておりました。

ですが、通院までの拡充に際しましては、 相当の経費を要するということもありまして、 財源の確保も含め子育て支援の充実の観点か らも慎重に検討すべき課題だと考えておりま す。

まずは医療費負担が大きく、生活費に影響を及ぼす可能性が高い入院から助成をすることとしまして、経済的負担の軽減を図り、中学卒業後に入院することに仮になったとしても、安心して治療を受けることができる環境の充実を図ることとしたものです。

- 〇中西宏彰委員長 浅尾委員。
- **○浅尾洋平委員** わかりました。

今回、18歳までの入院費の拡充ということなんですが、18歳までの入院費の拡充は東三河近隣の市町村でも同じようなことをやっているのかどうか、もしもわかったら教えてください。

- 〇中西宏彰委員長 杉本保険医療課長。
- ○杉本晶子保険医療課長 東三河、残りの4 市に関しまして、豊川市は先行しておりまし て12月定例会に上程して18歳まで拡充、4月 1日から施行ということが決定しているそう です。

あと、豊橋市、蒲郡市、田原市につきましてもこの3月定例会のほうに新城と同様の内容で議会に上程しているそうです。施行日が、ただし田原市は豊川市、新城市と同じ4月1日ですけれども、豊橋市、蒲郡市につきましては10月1日から施行ということだそうです。 〇中西宏彰委員長ほかに質疑はありません

丸山委員。

- ○丸山隆弘委員 通院の医療費の関係で、要するに1人当たりどのぐらいかかっているのかという、平均でね、もし資料で提示できるものがあれば教えてもらえればと思うんですが。入院も含めて、それぞれ説明していただければありがたい。
- 〇中西宏彰委員長 杉本保険医療課長。

**〇杉本晶子保険医療課長** まず、入院の1人 当たりですけれども、見込みとしてましは1 件当たり10万円ということを試算しておりま す。

通院につきましては、1件当たり2,300円 という見込みを試算いたしました。

- 〇中西宏彰委員長 丸山委員。
- **○丸山隆弘委員** やはり、高学年になればなるほど病気だとか、あと医療にかかる回数、そういう環境下から大分逃れられるというか、体自体が丈夫になってくる。

そういう面で医療費そのものを、今、お聞きしたんだけど、通院の場合は2,300円、そういう状況でありますので、ちょっと努力してもらえれば何とかできるのかなという気もしないでもないんですけれども、余り簡単なことは言えませんけれども。

通院についてはもし仮定でやった場合、どれぐらい予算が要るのかなと。そんなふうに、今、お聞きした中で感じるんですけれども、どうなんでしょう、その辺ざっと、今、出せれますかね。

- 〇中西宏彰委員長 杉本保険医療課長。
- ○杉本晶子保険医療課長 平成30年度決算の、 それはまだ中学生までの通院に係る分になりますけれども、それの確か1人当たりが2万2千円ぐらいかかっておりまして、18歳まで拡充した場合の見込み額なんですけれども、平均当たり2,300円で総件数として1万200件ぐらいを想定しております。そうしますと、大体2,350万円ほど、扶助費だけ、扶助費のみでそれぐらいということを見込んでおりますので、それ以外にやるとしたらシステム改修とかそういったものも含まれますので、システム改修だけで確か300万円ぐらいということを業者が言っておりましたので、それぐらいかかるのかなと。
- 〇中西宏彰委員長 丸山委員。
- **〇丸山隆弘委員** わかりました。

ちょっと件数だけ確認します。1万200件

ぐらいということですね、目安で。高校3年間の試算では。はい、わかりました。

- ○中西宏彰委員長 ほかに質疑ありませんか。
  [「なし」と呼ぶ者あり〕
- **〇中西宏彰委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第9号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第9号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案 新城市放課後児童健全 育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

- 〇浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第10号議案なんですが、改正理由についてこれは国の法の一部改正に伴うものだと理解しておりますが、この放課後児童支援員の資格要件を緩和するための必要があるからでということなんですが、具体的にどのような緩和状況になるのかということを教えていただきたいと思います。
- 〇中西宏彰委員長 林こども未来課長。
- 〇林 和宏こども未来課長 放課後児童支援 員の資格要件につきまして、現行教職員の免 許を取得している方、もしくは保育資格があ る方など、ほかにもまたいろんな、2年間経 験者とかの資格プラス、都道府県知事または 政令指定都市の長が行う研修を受けた方とい うところで、そういう方が支援の資格要件に

なっております。

今回、資格があっても研修を受けていない 方々が今まで5年間、経過措置で支援員をやっていることができたんですけども、3月 31日をもって経過措置が切れるため、研修を 引き続き努力義務でやっていけれるようにと いうことで今回の改正になっておるところで ございます。

- 〇中西宏彰委員長 浅尾委員。
- **○浅尾洋平委員** そういうことで、今までは、この研修を終了しなければならないという条項だったと思うんですが、それが減免措置がというふうなことでいいのかちょっとわからないんですが、それを努めなければならないというような緩和になったというような意味合いでよろしいでしょうか。
- 〇中西宏彰委員長 林こども未来課長。
- ○林 和宏こども未来課長 そうです。そういうことで、今後研修は受けていかなければならないので受けていくんですけれども、引き続き受けていない方も放課後児童の支援員として活動できるというところで、その仮研修を順次その県とかの研修の募集人員とか等の兼ね合いがございますので、順次研修を受けていけるように努めていくところでございます。
- 〇中西宏彰委員長 浅尾委員。
- **○浅尾洋平委員** 研修を受けるのが必須だったものが、今度は努力義務でいいよという動きになるイメージでしょうか。
- 〇中西宏彰委員長 林こども未来課長。
- **〇林 和宏こども未来課長** 最終的には、資格を持っておって研修を受けなければならないんですけども、その研修は経過措置が過ぎても研修は受けていかなければならないので、努力義務で研修を受けていくというところでございます。
- 〇中西宏彰委員長 浅尾委員。
- **○浅尾洋平委員** わかりました。必須だった ものが、努力でいいよというようなことだと

理解をいたしましたが、もしもその中で指導 員の人が「研修を受けたくない」という方が おった場合は、それはそれでそのままでいい よというような状況になるということなんで しょうか。

- 〇中西宏彰委員長 林こども未来課長。
- **〇林 和宏こども未来課長** 研修を受けたくないというか、受けていただくようにこちらのほうも努めてまいりたいと思うところです。
- 〇中西宏彰委員長 浅尾委員。
- ○浅尾洋平委員 その思いは僕も同じなんで すが、中にはその義務が努力義務なもんだか ら、「別に研修は受けませんよ」という指導 員がおった場合は強制力はないということな んでしょうか。
- 〇中西宏彰委員長 林こども未来課長。
- ○林 和宏こども未来課長 現在、放課後児 童クラブの内容といたしまして、資格のある 支援員さんと資格のない補助員さんとでチー ムで組んでおりますので、資格があって研修 のある人は支援員に、放課後児童支援として 資格のある人はやっていただきますし、この まま資格がないということになってしまうと、 補助員としてやっていただくという形になる かということになります。
- **〇中西宏彰委員長** よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

〇中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第10号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第10号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第11号議案 新城市病院事業の設置 等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第11号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇中西宏彰委員長** 異議なしと認めます。

よって、第11号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の 審査は全て終了しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成 については、委員長に一任願いたいと思いま す。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇中西宏彰委員長** 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会します。どうもありがとうございました。

閉 会 午後1時51分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを 証するために署名する。

厚生文教委員会委員長

中西宏彰